

理解に苦しむ日港協回答!

三月九日、芝浦サービスセンター(東京)において第二回中央港湾団交が行われ、組合側からの要求書に対する業側回答を求めた。
 回答は、産別賃金制度については保留で各課題ではおおむね各社個別対応としたいとした。各個別賃上げについてはゼロ回答にもかかわらず「会員店社は、真摯に対応している」と認識している」と現実離れた回答であった。
 組合側は「要求提出から三週間あったのにこの回答では不満と言わざるを得ない」とし組合側の反論と主張を強く行った。



第二回中央港湾団交

業側回答の要旨では
 ①「石炭火力老朽化施設の削減・廃棄が国主導で進められていくことで港湾労働者への雇用が失われる」との課題に対して、業側は、非効率火力発電施設の削減政策により大きく影響を及ぼすことのないよう中央労使で協議のうえ、必要に応じて関係行政に働きかけるが、まずは労使政策委員会
 ②「産別制度賃金」については、回答を保留。
 ③「標準者賃金」については、個別で対応とは、すでにある協定を破棄すると受け止められても仕方がない。④標準者賃金の協定書に(株)シンケンを加えることについては問題ない。



第三回中央港湾団交

三月九日、芝浦サービスセンター(東京)において第三回中央港湾団交が開催された。組合側は、業側より第二回団交に出された回答の修正を求めた。
 修正回答の要旨は、次の通りだった。
 ①適正料金収受と認可料金の制復活についてプロジェクトチーム等を設置して具体的な取り組みについて検討する。②石炭火力発電問題は、緊急性があるが、対象施設、政策の全体像も明らかでない

港湾政策に理解を求めろ!

二二春闘中央行動

全国港湾と港運同盟は、三月十七日(水)から十八日(木)にかけて二港湾産別春闘の一環として、中央行動を常任中央執行委員、京浜在住中央執行委員
 ならびに各地区港湾代表の参加で実施した。
 行動については、コロナ禍により検討した結果、行政申し入れとユーザー要請、及び政党との懇談会を一時から国民民主党、十一

行なう事を決定し、規模を縮小しての実施となった。政党との懇談会は、四役社民党への港湾政策について、会期中にも関わらず、多くの議員の方々に出席頂き、懇談会を行った。
 行政申し入れとユーザー要請は、三月十七日十三時三十分から国土交通省、場所を変えずに十五時三十分から厚生労働省に、参加者全員が申し入れに臨み回答を行うよう求めた。
 その他は翌日の三月十八日(木)実施として、十一

これまで安全専門委員会で結論が出ないままになっていて、アイデアがないから労使政策委員会に差し戻して議論してもよいのではなか。
 これまで苦しいと言いつつ各個別賃上げを行ってきているのに今年はゼロ回答、コロナ禍で頑張っている組合員に伝えるためにも関係各社が協力することが必要だ、などの反論と主張を行った。
 業側は出来ることとできないこととあるが、修正回答したいとし、次回交渉日程は、団交出席者の増員要請や小委員会開催などで検討する課題があるので事務局間で調整して日程を決めたいとした。
 組合側は、それを了承して団交を終了した。次回日程は未定。
 時から消防庁、十三時三十分から資源エネルギー庁、同場所十四時三十分から経済産業省、十三時三十分から外国船舶協会、十六時から日本貿易会へ、常任中央執行委員が手分けをし、申し入れと要請行動におもむいた。
 取り組みの結果、国土交通省と厚生労働省は、予め回答を用意しており、基本的な回答を提示した。その他申し入れについては、昨秋の回答と変わらない回答であった。
 今行動については、多くの方々に、港湾政策について発信していく事に関する、有意義な行動であった。



要に応じて関係行政に働きかける。④標準者賃金の定義と対象となる手当てについて検数・検定小委員会を開催⑤(株)シンケンを検数・検定の標準者賃金協定に加える。⑥A工化荷役機器の遠隔操作等雇用に影響及ぼさないよう最大の配慮し、労使確認が必要と考える。⑦指定事業体問題で、検数・検定小委員会を開催して問題解決を促進する。
 組合側は、前回答より前進ある回答があったが、より明確に方向性を出すことと今春闘で解決を図らなければならぬ課題、例えば関連職種の労働条件向上、指定事業体問題など前回は、次回団交を開催する前に各小委員会を開催して中央団交の場で解決を図るべきである。
 労災企業補償についてはこれまで安全専門委員会で結論が出ないままになっていて、アイデアがないから労使政策委員会に差し戻して議論してもよいのではなか。
 これまで苦しいと言いつつ各個別賃上げを行ってきているのに今年はゼロ回答、コロナ禍で頑張っている組合員に伝えるためにも関係各社が協力することが必要だ、などの反論と主張を行った。
 業側は出来ることとできないこととあるが、修正回答したいとし、次回交渉日程は、団交出席者の増員要請や小委員会開催などで検討する課題があるので事務局間で調整して日程を決めたいとした。
 組合側は、それを了承して団交を終了した。次回日程は未定。
 時から消防庁、十三時三十分から資源エネルギー庁、同場所十四時三十分から経済産業省、十三時三十分から外国船舶協会、十六時から日本貿易会へ、常任中央執行委員が手分けをし、申し入れと要請行動におもむいた。
 取り組みの結果、国土交通省と厚生労働省は、予め回答を用意しており、基本的な回答を提示した。その他申し入れについては、昨秋の回答と変わらない回答であった。
 今行動については、多くの方々に、港湾政策について発信していく事に関する、有意義な行動であった。

シャモ樽

社会福祉施設の看護師に
 対して「日雇い派遣」が四月から認められる▼厚生労働省の定義では、一日毎の雇用、もしくは三十日以下の雇用期間で労働者を派遣する事業のことだ。ただでさえ雇用が不安定な派遣労働に、「日雇い」という要素が加わり、究極の不安定といわれる。労災事故が多く、不明朗な資金控除や、派遣会社の取り分が派遣料の四〜五割ともいわれる高いマージン率がある社会問題となり、民主党政権時に原則禁止になった▼今回、解禁になった背景には、二〇二二年の第二次安倍政権以降、派遣の解禁は人材ビジネス業界の強い要望であったが、世論の反対が強く、全面解禁に踏み出せなかった。しかし、看護師の「人手不足」を理由に原則禁止されている看護師の日雇い派遣を、社会福祉施設に限り解禁するとしたものだ▼医療や介護の現場は様々な職種の人がチームで利用者の命や健康を守っている。そのような中で、「超短期」の看護師が来て、十分な意味通が出来ないことや、技能が不足しているりして、混乱を招きかねないことが懸念される。厚生労働省の審議会では日本看護協会や障がい者団体、老人福祉施設協議会が強い懸念を示していた。人の命よりのビジネスの利益を優先することになりかねない。